

博士論文（要約）

論文題目 : Das Schächtverbot von 1893 und die Tierschutzvereine: Kulturelle
Nationsbildung der Schweiz in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts
(1893年のシェヒター禁止と動物保護協会 : 19世紀後半スイスの文化的ネーション形成)

氏名 穂山 洋子 (Akiyama, Yoko)

1. 問題設定と先行研究

スイスでは、19 世紀中ごろからユダヤ教の屠殺方法であるシェヒターが、動物虐待であると問題視され、シェヒターを禁止しようとする試みが局地的、散発的に行われていた¹。1880 年代になると、ドイツ語圏動物保護協会によって、シェヒター禁止を求める運動が組織的かつ精力的に行われた。最終的に、動物保護協会は全スイスでシェヒター禁止を実現するため、シェヒター禁止を連邦憲法で規定するためのイニシアティブ（国民発議）を提起した。このイニシアティブは 1893 年の国民投票において、国民とカントンの過半数の承認を得て可決され²、シェヒター禁止が連邦憲法に規定された³。博士論文では、19 世紀後半のスイスにおいて連邦憲法によるシェヒター禁止がいかんにして可能となったのか、という問題を歴史的に考察し、その背景と要因を明らかにすることを目的としている。

具体的な屠殺方法が連邦憲法に規定されるという特異な事例のため、1893 年のシェヒター禁止の問題は、これまで多くの法学研究や歴史研究の対象となってきた⁴。従来の研究のほぼ一致した見解では、当時特にドイツ語圏に広まっていた反ユダヤ主義の影響が、大きな要因として指摘されている⁵。この指摘は、シェヒターというユダヤ教の屠殺方法が禁止されたということ、そしてドイツ語圏のカントンが圧倒的に賛成した投票結果により裏付けられると言える。しかし、なぜスイスにおいてシェヒターが、19 世紀半ばから繰り返し問題視され、最終的に「ユダヤ人という少数派の統合問題だけではなく、憲法で保障された同権と信教の自由に関する解釈をめぐる広範な憲法議論の結晶点にまでなった⁶」のか、さらには、なぜシェヒター禁止が、国民投票において国民とカントンの半数以上の支持を得ることが可能だったのか、という問いに対して、反ユダヤ主義という論拠だけでは

¹ シェヒターとはユダヤ教の聖典（タルムード）に規定された屠殺方法。動物の感覚を事前に麻痺させること（麻酔）なしに、鋭利なナイフで動物の気管と食道を一気に切り裂き、同時に動脈切断し、瞬時に動物の意識を失わせ、完全に血抜きをする屠殺方法。

² 投票結果は国民票：賛成 191,527、反対 127,101、カントン票：賛成 11 と 1/2、反対 10 と 1/2。投票率は 50%以下（有権者数 668,913）。Schweizerisches Bundesblatt, 45 Jahrgang VI. Nr.44, 18. Oktober 1893. スイスでは、人口の少ないカントンへの配慮として、国民投票の承認には、国民票の過半数を獲得するだけでは十分でなく、カントン票の過半数を獲得する必要がある。

³ „Das Schlachten der Tiere ohne vorherige Betäubung vor dem Blutentzuge ist bei jeder Schlachtart und Viehgattung ausnahmslos untersagt.“ (Art. 25bis) 「放血する前に事前の麻酔なしに動物を屠殺することは、いかなる屠殺方法と動物種において例外なく禁止する」。実際にはシェヒター禁止は明文化されていない。

⁴ 法学研究（単著のみ）：Dany Rothschild, *Das Schächtverbot der Bundesverfassung*, Zürich 1955, Sibllye Horanyi, *Das Schächtverbot zwischen Tierschutz und Religionsfreiheit, Eine Güterabwägung und interdisziplinäre Darstellung von Lösungsansätzen*, Basel/Genf/München 2004. 日本の研究では、青木人志『動物保護法の比較法文化 動物保護法の日欧比較』（有斐閣、2002 年）165-178 頁でシェヒター禁止が動物保護法の観点から扱われている。歴史学研究：Friedrich Traugott Külling, *Antisemitismus bei uns überall?*, Zürich 1978; Pascal Krauthammer, *Das Schächtverbot in der Schweiz 1854-2000. Die Schächtfrage zwischen Tierschutz, Politik und Fremdenfeindlichkeit*, Zürich 2000; Beatrix Mesmer, *Das Schächtverbot von 1893*, In. Aram Mattioli (Hg.). *Antisemitismus in der Schweiz 1848-1960*, Zürich 1998, S.215-239 など。

⁵ しかし、Horanyi は動物保護法で規定されている、ほ乳動物に対する無条件の麻酔義務は信教の自由を不均衡に侵害するものではないという見解を示している。Horanyi, *Das Schächtverbot*, S.293.

⁶ Mesmer, *Das Schächtverbot*, S. 234.

十分ではないだろう。「永遠の反ユダヤ主義」という概念で単純化してしまうのではなく⁷、反ユダヤ主義の背景にある社会的、政治的、文化的要因も考慮して考察する必要があるだろう。

ユダヤ人解放後の 19 世紀後半に、既存の主に宗教に根差したユダヤ人嫌悪 (Judenfeindlichkeit) と重なりあうように誕生した近代的反ユダヤ主義 (Antisemitismus) は、多くの政治運動に利用され、様々なイデオロギーと結びついた。動物保護協会のシェヒター禁止を求める運動は、自分たちにとって異質な文化 (宗教的な屠殺方法) を排除することで、いうところの「スイスの文化」を守り、同時に文化的に同質なネーションを求める行為とも理解することができ、それは反ユダヤ主義と表裏一体となっていたのである⁸。「文化的に同質なネーション」という概念は、多言語、多文化主義を標榜し、スイス国民でありたいという意志がネーションを形成する (Willensnation) というスイスのネーション理解とは矛盾している。しかし、多言語、多文化であるがゆえ、スイスネーションは「我々」と「他者」、「同胞」と「よそ者 (敵)」、「同質」と「異質」の境界線によって規定されざるを得ず、その境界線の外に位置するとされたものを激しく排除する一方で、その内部の同質性については厳密に問うことはないのである。動物保護協会は、シェヒターを異質な文化として排除を求める過程で、会員間で「スイス的な価値観や世界観」を相互確認し、その共有を求めたのである。そして、その動物保護協会の要求に、国民投票という場で国民とカントンは過半数の賛成をもって答えたのである。

社会学者のハッチンソンはナショナリズムを、自分たちの共同体を代表する国家の創設およびその成員に対して市民権を確保することを通じて、政治的な実現性の獲得を目的とする政治的ナショナリズムと、道徳的に再生産された歴史的共同体、あるいは彼らの独特なネーションの文明化の再生産を目的とする文化ナショナリズムに区別している。ハッチンソンは、この文化ナショナリズム発生は、ネーションの危機 (またはそう感じられたとき) と密接な関係にあることを指摘し、国家の近代化と文化ナショナリズムの発展関係を問題としている⁹。同じく社会学者の吉野耕作は、文化ナショナリズムを、「ネーションの文化的アイデンティティが欠如していたり、不安定であったり、脅威にさらされているときに、その創造、維持、強化を通じてナショナルな共同体の再生を目指す活動」と定義している¹⁰。ハッチンソンと吉野の提唱する文化ナショナリズムの定義は、動物保護協会のシェヒター禁止運動を文化ナショナリズム運動として理解するのに有用である。スイスは、19 世紀後半に隣国で言語、文化、民族の同質性を基礎とした国民国家が成立し、それまで以上に国や国籍という概念の重要性を悟り、スイスのアイデンティティの強化あるいは、カ

⁷ Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, New York 1968, S. 7. ハナ・アーレント『全体主義の起源 I 反ユダヤ主義』(2006 年、みすず書房)、8 頁。

⁸ 本論では使用する「反ユダヤ主義」とは「近代的反ユダヤ主義」だけを示すものではない。

⁹ John Hutchinson, *The Dynamics of Cultural Nationalism, The Gaelic Revival and the Creation of the Irish Nation State*, London 1987, p.2, p.4, pp.8-10 and p.198.

¹⁰ 吉野耕作『文化ナショナリズムの社会学 -現代日本のアイデンティティの行方-』(名古屋大学出版会, 1997 年) 11 頁。

ントンを越えたスイス人としての結束が必要になったことを認識した。さらに各国での民主的な憲法の制定により、人権、移動の自由や職業選択の自由が保障されたことや鉄道網の発達や工業化の発展による新しい職業が創設されたことで、人の移動が活発になり、スイスに多くの「よそ者」や外国人が増加したことを背景に、もともとカントン精神の強くスイスの文化的アイデンティティが不安定であったことと重なり、「スイス的なもの」を確認し、保持していこうという傾向が表れた。ドイツ語圏動物保護協会のシェヒター禁止を求める運動と国民によるその受容もこの潮流の中に位置づけることができると考えている。つまり、シェヒター禁止を求める運動とその受容を、純粋な動物保護思想と当時ドイツ語圏に広まっていた反ユダヤ主義だけに要因を求めるのではなく、文化ナショナリズム運動および文化的ネーション形成の一形態として捉えようとするものである。このように、博士論文では、スイスにおけるシェヒター禁止運動および、1893年のシェヒター禁止を動物保護思想と反ユダヤ主義に加え、スイスの文化的ネーション形成という新たな観点から解釈を試みることを目的としている。

2. 研究対象と主な史料

博士論文では主に二つの研究対象を扱う。まず、動物保護協会（シェヒター禁止運動を熱心に行ったベルン、チューリヒ、アールガウの地方協会および中央理事会）の活動およびシェヒター禁止問題への取り組み（1865年～1893年）を考察、分析する。その際、動物保護協会の会員の社会階層分析も行い、シェヒター禁止運動がどのような社会階層によって担われたかを明らかにする。次に、シェヒター禁止をめぐる主張（動物保護協会、ユダヤ人、シェヒター禁止の反対派、連邦政府・連邦議会、世論としての新聞）の分析を通じて、なぜ連邦憲法によるシェヒター禁止が成立したのかを分析する。また、これまで単一のグループとして捉えられがちであった各地域のスイスのユダヤ人の差異や特徴を明らかにし、シェヒター問題と関連付けも行う。

考察対象として、動物保護協会の機関紙、各地方協会の年次報告、パンフレット、冊子、連邦政府へのユダヤ側および動物保護協会の陳情書、シェヒターに関する冊子、各カントンの主要新聞、連邦議会議事録、政府刊行物、陳情への返答などの史料を使用する。

3. 博士論文の構成

博士論文は序論、結論の他、5章から構成されている。第1章「Nationsvorstellung in der Schweiz im 19. Jahrhundert（19世紀スイスのネーション理解）」では、ネーションがどのように理解されてきたか、一般的な理論を検討し（1節）、18世紀末から19世紀にかけてスイスでネーションがどのように理解されてきたかを考察した（2節）。また、19世紀後半にスイスがナショナル・アイデンティティを求めた、「アルプス」「農民／牛飼い」「牛」を考察

した(3節)。

第2章「*Juden und die Judenfrage in der Schweiz* (スイスにおけるユダヤ人とユダヤ人問題)」では、スイス全体のユダヤ人の歴史(19世紀を中心)を概観したうえで(第1節)、アールガウ、ベルン、チューリヒ、バーゼル、ザンクト・ガレン、ジュネーブのユダヤ人の歴史を個々に考察し、スイスのユダヤ人がいかに多様であったかを提示した(第2節)。最後に19世紀スイスにおけるユダヤ人問題と反ユダヤ主義について取り組んだ(第3節)。

第3章「*Tierschutzbewegung und Tierschutzvereine* (動物保護運動と動物保護協会)」では、まず19世紀スイスにおける市民社会と協会活動と(第1節)、ヨーロッパにおける動物保護思想の発展を考察した(第2節)。シェヒター禁止運動の中心であった、ベルン、チューリヒ、アールガウの動物保護協会の設立過程、会長の役割、中心的な活動を考察し、特にシェヒター禁止運動が盛んであった1890年代の会員の社会階層分析を行った(第3節)。3つの協会の会員構成の比較を通じてどのような社会階層によりシェヒター禁止が推進されたか、また地域による差異があったかを明らかにした(第4節)。

第4章「*Die Schächtfrage in der Schweiz und Schächtverbot von 1893* (スイスにおけるシェヒター問題と1893年のシェヒター禁止)」では、まず、屠殺方法の近代化とシェヒター禁止との関係を考察し(第1節)、動物保護協会によってシェヒター問題が取り扱われる前に、スイスで企てられたシェヒター禁止への試みについて考察した(第2節)。次にどのようにして、各動物保護協会がカントンの問題として取り組んだシェヒター問題が(第3節)、連邦憲法に規定された信教の自由の保障にもとづき、連邦政府がこの問題に介入し(第4節)、シェヒター問題が国家レベルの問題へと発展し、最終的に憲法の部分改正を求めるイニシアティブとしてシェヒター禁止が国民投票にかけられ(第5節)、最終的に国民とカントンの過半数の賛成により採択されたかを考察した(第6節)。

第5章「*Die Diskussion um die Schächtfrage* (シェヒター問題をめぐる議論)」では、まず動物保護協会(第1節)のシェヒター禁止についての主張とその論拠を分析し、動物保護協会が文化的な同化を求めていることを明らかにし、それに対してイニシアティブ反対者がどのように反論をしたかを分析した(第2節)。さらに、シェヒター・イニシアティブに関して、連邦議会でどのように議論されたかを分析した(第3節)。世論として各地域の地方新聞の態度表明と論調を分析し(第4節)、国民投票結果を各新聞がどのように分析を行ったかを考察した(第5節)。また、2章で明らかにした各地で異なるユダヤ人の状況とシェヒター禁止をめぐる議論との関連性も考察した(第6節)。1章から5章までの考察を通じ、シェヒター禁止運動がスイスの文化的ネーション形成として理解されうることを論証した。

4. 論文要旨

今日、スイスにとって、言語的、文化的、宗教的な多様性は、重要なアイデンティティのひとつとして確立している。スイスの大きな特徴のひとつ、多言語主義の起源は古く、

制度的に確立されたのは1798年のヘルベティア共和国設立時である。その後、一時官憲国家に戻った時期も多言語制度は廃止されることなく存続したため、1848年の新連邦国家設立時に多言語主義が問題になることはなかった。しかし、その一方で、19世紀後半に近隣諸国で単一の言語、文化、民族を基準とする国民国家が設立されると、スイスは言語、文化、民族的な特徴の同一性を基準としない、スイス国民でありたいという意志がネーション形成するという「意志のネーション (Willensnation)」を標榜するようになった。加えて、それぞれのカントン市民からスイス国民へ統合や内部結束を促す働きかけも行われた。スイスの歴史を展示する国立博物館設立や建国記念日の制定により、スイス人としての自己認識を強化しようとする試みが行われ、またカントンの枠を超えて全国規模で開催される市民的な協会の催事は、それぞれのカントン市民の出会いと交流の場を提供するばかりでなく、彼らのスイス国民としての結束を促した。

このような協会同様、動物保護協会もまたスイスの内部結束のために貢献したといえる。19世紀半ば以降スイス各地で設立された動物保護協会は、当初、教養市民層に限られた協会であった。19世紀後半の社会情勢の変化により、動物保護に対する考え方が変化し、また市民層を構成する社会的階層が変容した。それにより、19世紀末には、動物保護は文明化した市民の義務であると思なされるようになった。当時社会的影響力を強めていた、新旧の中間層が動物保護協会に参加するようになり、動物保護協会は、経済市民層から手工業者まで広範な市民層を会員に持つ協会へと変化した。しかし19世紀末時点では、当時のスイス社会の60%以上を占めていた下層に属する会員は非常に少なかった。

動物保護協会は、動物保護という具体的な目的を持った組織であり、表面的には社交の場としての機能を持っていない。しかし、動物保護という共通の目的、特にシェヒター禁止という共通の目標を持った、本来は社会生活上多くの接点を持たない広義の市民層に属する会員同士が、実際のコミュニケーションや議論を通じ、あるいは機関紙を通じて価値観を共有し、連帯感を深めた。その際、「シェヒター」や「シェヒターを行うユダヤ人」は結束のための「敵」として機能したのである。スイスでは歴史的な背景から、政治的、制度的、文化的にカントンの独立性が強く、カントンを超えたつながりが成立しにくいと言われているが、シェヒターという彼らがいうところの「スイス文化とは相容れない文化」を排除するという共通の目的のもとに各地域の会員が交流を通じて結束したのである。

広範な市民層を会員に持つ動物保護協会ではあったが、協会内にはヒエラルキーが存在し、上層市民層に属する会長や一部の幹部会員の影響力は大きく、協会の活動方針は会長を始めとする上層部によって決定されていた。つまり、シェヒター禁止運動は、地方都市のエリートに属する市民を中心として展開され、推進されたのである。地方の政治や社会に影響力を持つエリートたちは、カントンを超えて互いに協力しあい、新しく導入されたばかりのイニシアティヴという手段を使い、シェヒター禁止を連邦憲法で規定するという国家的な事案にまで影響を及ぼしたのである。しかしながら、各地方協会の指導者のシェヒター禁止の動機は多様で、それらは、それぞれの社会的、政治的な情勢やユダヤ人の状

況と密接に関係していた。しかし、ユダヤ教の屠殺方法の禁止という、ユダヤ人以外に他の誰も影響を受けることのない問題であったため、シェヒター禁止をめぐる議論は様々な論点を含んでいたにも関わらず、連邦レベルで推進することが可能だったのである。

19世紀後半、特に1880年代後半にスイスでシェヒターの問題がテーマ化され、議論され、最終的に憲法で禁止された背景には、政治制度的な要因と社会文化的な要因がある。まず、政治制度的な要因として、急進派自由主義者が推し進めていた中央集権化に対するカントンの抵抗、ならびに連邦のカントンの権限への介入に対するカントンの拒否反応をあげることができる。本来屠殺に関する問題はカントンの管轄であった。しかし、カントンでのシェヒター禁止（ベルン、アールガウ）に対し、1874年の連邦憲法改正で保障された信教の自由に基づき、その禁止を取りやめるよう連邦が介入したため、カントンはカントンの権限の侵害だと捉えたのである。次に、代表制民主主義から直接民主主義への移行という政治システムの変化があげられる。1891年に導入されたイニシアティヴがなければ、シェヒター禁止が連邦憲法に規定されることはなかったのである。

社会文化的要因としては、まず動物保護思想の受容と拡大、それと密接に関連した屠殺方法の「人道化」があげられる。動物保護思想の拡大とともに、実際に動物が痛みを感じるか、という動物中心的な動物保護とは別に、人間の感覚・感情に重点をおく人間中心的な動物保護が広がった。人間中心的な動物保護は、一般的にそれぞれのネーションや社会的グループの倫理観や文化と結びつきやすいという性質がある。キリスト教の屠殺方法が、事前の麻酔を導入することで、動物の苦しむ姿を極力見ない方向に改良されたのに対し、ユダヤ教の屠殺は、「麻酔を行わず、のどを切り裂き、完全な血抜きをするまで放置する」という手法にほとんど改良が加えられず、維持されたため、他の屠殺方法が改良されると、ますます残虐であると捉えられた。次に、ユダヤ人解放前は、アールガウにあるユダヤ人村や一部のユダヤ人居住地区でしか行われていなかったシェヒターが、ユダヤ人解放後、国内外のユダヤ人がスイス各地に移住したのにもない、各所で行われるようになったことがあげられるだろう。屠殺場という限られた空間ではあったが、屠殺に従事する人にとってシェヒターは異質と捉えられたのである。シェヒターを動物虐待であると訴えたのは、学者ではなく主に現場で仕事をする獣医や屠殺場監督官らであった。

このような背景の中で、動物保護協会、特にベルン、チューリヒ、アールガウの協会は、1880年代半ばから、精力的にシェヒター禁止に取り組み始めた。動物保護協会は、1860年代、70年代では、シェヒター禁止の論拠として動物虐待だけを問題としたが、1874年に連邦憲法によって信教の自由が保障されると、シェヒターは宗教行為ではないという論拠を加えた。1880年代半ば以降、動物保護協会はシェヒター禁止に対してさらに二つの論拠を加え、それらが中心的な論拠となった。一つは、シェヒターはスイスの倫理感（文化）や公序良俗に反するという点、もう一つは、シェヒターを認めることは、事前の麻酔が義務づけられているキリスト教徒に対して不平等になる、ということであった。動物保護協会は、仮に他の屠殺方法と比べて別段の痛みや苦痛を動物に与えないとしても、動物を仰

向けにして、のどを一気に切り裂き、完全な血抜きをする屠殺方法自体が動物虐待であり、受け入れがたいと主張したのである。同様に、平等の要求は、決して文化的な多様性を考慮したうえでの政治的、法的な平等を求めているのではなく、多数派社会への強制的な適応の要求を意味していた。つまり、動物保護協会のシェヒター禁止を求める運動は、動物保護だけを問題にしていたのではなく、異質な屠殺方法の排除が問題となっていたのである。しかし、シェヒター禁止が反ユダヤ主義であると批判されるたび、動物保護協会はシェヒター禁止の反ユダヤ主義的傾向を完全に否定した。

各新聞は、動物保護協会によるシェヒター・イニシアティヴを大きくとりあげ、それに対して態度表明を行った。シェヒター・イニシアティヴに関する報道において、動物保護協会の「スイスの倫理（文化）」と相容れない屠殺方法は受け入れられないという主張や、屠殺方法においてキリスト教徒とユダヤ教徒は平等であるべきという論拠は、ユダヤ人解放前にユダヤ人村を抱え、ユダヤ人解放問題を国内問題として扱ったアールガウ以外の新聞では、ほとんど反響がなかった。アールガウ以外の新聞でも、「屠殺前の麻酔の義務付け（シェヒター禁止）の是非」を動物保護の観点から問う本質的な議論はほとんど行われず、各地域、各政治的立場からシェヒター禁止をめぐる様々な論点で議論が展開された（連邦憲法への屠殺条項の採用の是非、信教の自由の保障への侵害、連邦のカントンの権限への介入、反ユダヤ主義など）。この理由として、シェヒターが動物虐待かどうかは専門家の意見が分かれていて、判断を下すことが難しい点、連邦がシェヒターを宗教行為として認めたため、連邦憲法で保障された行為となった点、シェヒター禁止運動が反ユダヤ的行為であると批判を受けた点があげられるだろう。

新聞紙上におけるシェヒター禁止に関する議論において、当時拡大しつつあった反ユダヤ主義が大きな役割を担っていたことは否定できない。動物保護協会のシェヒター禁止運動が反ユダヤ主義的と批判を受けたため、シェヒター禁止に賛成すれば、反ユダヤ主義者とみなされる危険があり、逆にシェヒター禁止に激しく反対すれば、親ユダヤ主義者とみなされる可能性があったため、シェヒター禁止は非常に取り扱いにくい問題であった。これは、シェヒター禁止を動物保護の観点からその禁止の是非を扱う議論が、新聞紙上では周縁的にしか取り扱われなかった理由の一つであると考えられる。

このように新聞紙上においてシェヒター禁止に関して様々な論点が提示され、多くの新聞がイニシアティヴに反対または中立の態度表明を行ったにもかかわらず、国民とカントンの過半数が、シェヒター禁止に賛成した。その要因として以下の二点があげられるだろう。まず、シェヒター禁止に関する新聞報道において、様々な論点が提示されたため、イニシアティヴ本来の要求の輪郭がぼやけ、単純にシェヒター禁止の是非を問う問題でなく、より複雑な問題になり、有権者の投票行動に多くの選択肢を与える結果になったことがあげられる。次に、動物保護協会の主張や、シェヒター・イニシアティヴに関する報道によって初めて一般市民にユダヤ人の存在とユダヤ教の屠殺に関する認識が広まったことがあげられる。つまり、新聞報道において、詳しくユダヤ教の屠殺方法が説明されたことで、

ユダヤ人の屠殺方法がスイスで行われており、その問題がスイスに存在するという認識が一般市民に広まり、他の屠殺方法との比較されることで、その異質性に気付かされ、自分たちの文化とは異なる屠殺方法を行うユダヤの存在を再確認するきっかけとなったのである。

確かに、動物保護協会のシェヒターが「スイスの倫理（文化）や公序良俗に反する」という主張はアールガウ以外の新聞では反響を呼んでいなかったが、国民投票でシェヒター禁止に賛成した投票結果から推測すれば、彼らの主張は、新聞報道を超えて有権者に届き、少なくともドイツ語圏スイスでは、ある一定の反響を呼んでいたと言えるのではないだろうか。つまり、動物保護協会の提示したイニシアティブの本来の意図、異質な屠殺方法を排除するという意図を有権者が実際には正確に理解していたと言えるのではないだろうか。それゆえ、シェヒター禁止は国民投票で国民とカントンの過半数によって承認され、ほとんどのドイツ語圏の新聞が、投票結果を国民の意志として肯定的に受け止めたのである。

シェヒター禁止は反ユダヤ主義的であることは明白である。しかし、ほとんどの新聞は、反ユダヤ主義は外国の産物だと認識していた。「ユダヤ人は金の亡者」であるとか「ユダヤ人は経済的搾取をしている」などの伝統的な反ユダヤ的偏見は新聞報道一般に広まっていたが、それらユダヤ人に対する偏見は悪意のないものとして捉えられており、当時広まりつつあった反ユダヤ主義とは区別された。外国で発展した反ユダヤ主義とは距離を置き、スイスでは政治的な運動として活動の余地を与えたくないと考えていた。一部を除き、ほとんどの新聞はシェヒター禁止における反ユダヤ主義的な傾向を否定する一方で、スイス国民になることを希望し、スイスに居住する者に対して文化的な適応を求めた。そして、それは彼らにとって決して反ユダヤ主義を意味するものではなく、スイス市民としての義務と捉えられていたのである。

フランス語圏では、動物保護協会はユダヤ人共同体とシェヒターの改良に取り組み、屠殺規定を作成し、シェヒター禁止運動に参加しなかった。また新聞もシェヒター・イニシアティブを反ユダヤ主義であると激しく批判した。イタリア語圏で動物保護協会が設立されたのは 20 世紀に入ってからで動物保護への関心はドイツ語圏、フランス語圏より低く、さらにユダヤ人も数えるほどしかいなかった。国民投票においてフランス語圏、イタリア語圏の国民はイニシアティブを確かに否定したが、その投票率は非常に低かった。つまり、積極的な反対者だけが投票所に向かい、多くの有権者はユダヤ人の屠殺問題に対して無関心だったのである。確かに、言語的少数派であるフランス語圏は、言語的多数派であるドイツ語圏の覇権に常に警戒心を持っているため、少数派に対して寛容であると言える。しかしシェヒター・イニシアティブの投票率の低さは、他宗教や他文化に対する寛容というよりは、無関心さの表れと捉える方が妥当であろう。

ここで、ハッチンソンと吉野の文化ナショナリズムの定義に戻ってみたいと思う。文化的アイデンティティがまだしっかりと固定化されていない場合、あるいは他の文化によってそれが脅かされているか脅かされていると感じられるとき、文化ナショナリズムが発

生ずる。アイデンティティ模索や文化アイデンティティの強化は、強固な結束を推進し、その一方で、自分たちのネーションと他のネーションとの間に境界線を引くことを求めるのである。結果として「我々のグループ」に受け入れる者と排除する者が生み出されるのである。このようなナショナリズムの排他性は、スイスが多様性であるため特に重要な意味を持っている。スイスで、他のヨーロッパ諸国と同様に、それまで限られた階層、限られた空間内で行われていた人々の交流や接点は、19世紀後半の社会的な変化に伴い、より開かれた階層、空間で行われるようになった。限られた階層や空間の内部では保持されていた同質性が、より開かれた階層との交流や空間においては、当然異質なものと遭遇するようになる。その異質なものの増幅、あるいは増幅しているという認識により、スイス文化やアイデンティティが侵害され、危機に陥っていると認識され、スイス文化やアイデンティティの再生産へのきっかけを作ったのである。19世紀はスイスにとってもナショナリズムの時代であった。スイスは多様性を認める国であるが、その一方で共通点を創出・発見し、連帯意識やナショナル・アイデンティティを確立しようとする潮流があった。スイスの歴史や伝統の強調、歴史を展示する国立博物館の設立、建国記念日の制定、国民的な文化協会の設立やアイデンティティ（「アルプス」、「農民」、「牛」）の確立が行われたのである。この傾向は、特に戦争や経済危機などの危機的状況や社会不安の場合に強化されるのである。このようなネーションの統合をポジティブ（肯定的）な方法をするなら、「スイス文化と相容れないもの」、「よそ者」、「よそ者的」、「異質」という概念を適用することで外部に境界線を引き、「異質」を認識したものを排除する方法がネガティブ（消極的）なネーションの統合方法と言えるだろう。

動物保護協会はユダヤ人の宗教的（文化的）な屠殺方法を排除し、彼らに文化的な同化を求めた。スイスから彼らが「異質」を捉えたものの排除を通じて、彼らの考える「真のスイス文化」を確立し、その保持を求める文化ナショナリズム運動を行ったのである。そして、有権者の多くは、動物保護協会の主張を妥当だと受け止め、同意したのである。シェヒター問題をめぐる様々な議論を通じて、スイス人は改めて自分たちの多様性に気づかされると同時に、共通のアイデンティティの発見・創出と異文化の排除を通じて、混在していた基本的な価値観の差異が淘汰されていったのである。この意味においてシェヒター問題はスイスの文化的ネーション形成過程の一部として機能したと言えるであろう。つまり19世紀後半のシェヒター禁止運動とその受容の背景には、純粋な動物保護思想、反ユダヤ主義、文化ナショナリズムが不可分に密接に関係していたのである。